

提案審査の評価項目及び評価の着眼点

9 6 10

別紙 1

評価項目	ねらい	A	B	C	着眼点	評価基準	配点	
① 業務の実績	・業務を行うための円滑に実施できる経験を有しているかを確認する。	●		●	①-1. 横浜市が発注した下水道管路施設に係る平成27年度から令和元年度に完了した工事の竣工時の契約金額（JVでの請負工事については自社分）の計。（構成員の総額）	5段階	各10点 [40点]	
		●		●	①-2. 横浜市が発注した下水道管路施設に係る平成27年度から令和元年度に完了した委託の完了時の契約金額（JVでの委託については自社分）の計。（構成員の総額）			
		●		●	①-3. ①-1の対象工事及び①-2の対象委託のうち、評定点の通知を受けている案件の平均。			
		●		●	①-4. 他自治体を含め、統括マネジメント業務を担当する企業が、共同企業体の代表構成員となった経験を有しているか。	2段階		
② 実施方針	・業務目的や業務内容を理解し、提案書を作成しているか。	●		●	②-1. 業務全体の目的及び業務内容について、十分に理解しているか。	5段階	各10点 [20点]	
		●			②-2. 各業務（詳細調査（計画、緊急）、緊急清掃、緊急修繕、統括マネジメント）の課題と対応策が示されているか。			
③ 業務内容への提案	・業務全体において、より品質の高い業務とすることを促す。	●			③-1. 業務全体を適切にセルフチェックできる方法が提案されているか。	5段階	各10点 [30点]	
		●			③-2. 計画的詳細調査業務について、品質を確保するための提案がされているか。			
		●			③-3. 円滑な業務履行にむけた、構成企業間や対外的な関係機関等との調整を行うためのノウハウの提案がされているか。（構成企業数に応じた取組）			
④ 追加提案	・その他、本業務を通じた効率化や高度化等にむけた提案者独自の創意工夫を促す。	●			④-1. 新たな手法や業務の進め方に関する提案（詳細調査（計画・緊急）、緊急清掃、緊急修繕、統括マネジメント）	5段階	各10点 [20点]	
				●	④-2. 市職員や市内企業の技術力向上及び地域住民の下水道事業に対する理解促進に関する提案			
⑤ 業務実施体制	・業務を確実に履行するための適切な実施体制の構築を促す。			●	⑤-1. 業務を確実に履行するための適切な実施体制が構築されているか。（同一業務内の企業間及び各業務を超えた企業間の連携、構成企業数に応じた体制）	5段階	各10点 [50点]	
				●	⑤-2. 本市監督員とのやりとりにおいて、適切な連絡体制が構築されているか。（業務責任者、副業務責任者、主任技術者も含む）			
				●	●			⑤-3. 委託期間中に詳細調査業務及び清掃業務で確実に使用できる機材や車両等について、実作業を担当する企業が保有もしくはリースしていることを確認できるか。
				●				⑤-4. 的確な危機管理、安全対策に関する提案がされているか。
				●	●			⑤-5. 緊急業務を迅速に対応することができる体制について、休日や夜間を含め構築しているか。（連絡体制、現場実施体制（資機材や人員の配置））
⑥ 地域貢献度	・横浜市中小企業振興基本条例を踏まえ、市内中小企業の最大限の活躍を促し、市内経済の活性化につなげる。			●	⑥-1. より多くの市内企業が構成員として参画しているか。	5段階	各10点 [30点]	
				●	⑥-2. 横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、事業費のうち構成員である市内企業が受け持つ割合が多くなっているか。			
				●	⑥-3. 構成員に本市の下水道事業に関わる災害時協定を締結している団体に所属している企業が多く参画しているか。			
⑦ 企業としての取組	・本市が推進している環境に対する取組や健康経営の推進といった企業独自の積極的な取組を促す。（横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準等）				⑦-1. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	2段階	各1点 [10点]	
					⑦-2. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定			
					⑦-3. 次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得			
					⑦-4. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得			
					⑦-5. 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成			
					⑦-6. 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証			
					⑦-7. 横浜市地球温暖化対策計画書制度に基づき、計画書を提出しているか。			
					⑦-8. 中小規模事業者向け地球温暖化対策に基づく省エネ活動を推進しているか。			
					⑦-9. その他環境に配慮した取組を実施しているか。			
					⑦-10. 公共事業以外で自発的に地域貢献に取り組んでいるか。			

計 200点 (29項目)

- A: 『品質の確保』に関する着眼点
- B: 『安定した履行体制』に関する着眼点
- C: 『横浜市中小企業振興基本条例』に関する着眼点

※①～⑥の評価項目のうち、1項目でも0点の評価があった場合は失格とする。